3 薬 第 2 6 5 号 - 6 令和 3 年 6 月 1 8 日

関係機関の長 殿

福岡県保健医療介護部薬務課長

「緊急事態措置からまん延防止等重点措置への移行について」に関する周知について

平素より、本県の新型コロナウイルス感染拡大防止にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

5月12日の緊急事態措置開始からこれまで、不要不急の外出自粛や休業・営業時間短縮など厳しい要請をお願いしたところ、多くの県民及び事業者の皆様にご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

その結果、新規陽性者数について、直近1週間の人口10万人当たりの数は、ピーク時の5月15日時点と比べて大幅に減っており、国の分科会が示すステージ判断指標のステージII相当以下に改善しています。

また、医療提供体制については、緊急事態措置開始以降、体制強化を行い、これらの効果もあり、6月16日時点の病床使用率は大幅に改善されました。

これらの改善傾向を受け、国は6月17日に、6月20日をもって緊急事態措置を措置すべき区域から本県を解除することを決定しました。

一方で、緊急事態措置の解除は決定したものの、国は、本県において感染が再拡大した場合、九州全域に及ぼす影響が大きいこと等を踏まえ、本県をまん延防止等重点措置を実施すべき区域とし、その期間については、6月21日から7月11日までとすることを決定しました。

県民及び事業者の皆様には引き続きご不便とご苦労をおかけすることになりますが、感染の封じ込めを図るため、引き続き御協力をお願いいたします。また、貴会員への周知につきましても御協力をいただきますようあわせてお願いいたします。

<添付資料>

「緊急事熊措置からまん延防止等重点措置への移行について」